外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令

（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則（昭和六十二年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法施行規則
（連邦国家及びその構成単位）	（連邦国家及びその構成単位）
第一条　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の法務省令で定める連邦国家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。	**第一条**　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の法務省令で定める連邦国家は別表上欄記載のとおり、同欄記載の連邦国家の構成単位で法務省令で定めるものは同表下欄記載のとおりとする。
（法第二条第十四号イに規定する法務省令で定める者）	（法第二条第十一号イに規定する法務省令で定める者）
第二条　法第二条第十四号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第一条の二**　法第二条第十一号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一・二　略	一・二　同上
2　略	2　同上
（法第二条第十五号イに規定する法務省令で定める者）	（法第二条第十一号の二イに規定する法務省令で定める者）
第三条　法第二条第十五号イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。	**第一条の三**　法第二条第十一号の二イに規定する法務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一・二　略	一・二　同上
2　略	2　同上
（承認の申請）	（承認の申請）
第四条　法第九条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。	**第二条**　法第七条の規定による承認（以下「承認」という。）の申請は、承認を受けようとする者が自ら出頭してしなければならない。
（承認申請書の記載事項等）	（承認申請書の記載事項等）
第五条　法第十一条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第三条**　法第九条第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一・二　略	一・二　同上
2　法第十一条第一項の承認申請書（以下「承認申請書」という。）の様式は、別記様式第一号によるものとする。	2　法第九条第一項の承認申請書（以下「承認申請書」という。）の様式は、別記様式第一号によるものとする。
（承認申請書の添付書類）	（承認申請書の添付書類）
第六条　法第十一条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	**第四条**　法第九条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書	一　次に掲げる事項について、承認を受けようとする者が法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書
イ　資格取得国における外国弁護士としての職務経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。）に関する事項及び	イ　資格取得国における外国弁護士としての職務経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。以下この条において同じ。）に関する事項及び